

介護予防支援費 加算適用要件

	委託 連携 加算	初回加算
初めて給付管理を行う場合	○	○
要介護→ 初めて要支援になった場合	○	○
A 居宅→B 居宅に変更した場合 (同法人内での変更も含む)	○	△ (2か月以上給付管理がなく、再開にあたり新たにケアプランを作成した場合は算定可)
包括ケアマネ→ A 居宅へ担当変更した場合	○	△ (2か月以上給付管理がなく、再開にあたり新たにケアプランを作成した場合は算定可)
要介護→要支援になるのが2回目 以上の場合	×	○
転居により契約元が A 包括→B 包括 に変更になった場合(同一居宅)	△	○
2か月以上給付管理がなく再開し た場合	×	○ (新たにアセスメントを実施しケアプランを作成した場合は算定可)
同一居宅で A ケアマネ→ B ケアマネへ変更する場合	×	×

※委託連携加算について

- ・必要な情報提供をしている場合算定可
(実情に応じて算定するか否か判断する)
- ・居宅介護支援事業所につき1回のみ算定可
(例：A 居宅→B 居宅→A 居宅と変更した場合、A 居宅では過去に1度算定しているため2度目は算定不可となる。)